

論点に対する回答①

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p>1. 全体として</p> <p>① 事業者を対象とした経済産業省所管のすべての手続につき、法人共通認証基盤を利用した電子申請に対応すると理解してよいか。いつごろまでに対応予定か。対応できない手続がある場合、どのような理由によるのか。</p> <p>② 国税、地方税は2020年4月以降の事業年度に関し、資本金が1億円を超える法人につき電子申請を義務化している。また、金融庁の許認可手続についても、電子受付を原則とする方針が示されているところ（平成31年3月29日行政手続部会）。経産省においても、大法人やITリテラシーの高い業界等について、電子受付の原則化（義務化）を検討すべきではないか。現状において、経産省の許認可手続のうち、既に電子申請による受付を原則としている手続はあるか。</p> <p>③ 例えば、中小企業等協同組合法やアルコール事業法にかかる手続については、かつては電子申請による受付を行っていたが、利用が低調であったために電子申請を停止しした、とされている。また、現時点で電子申請に対応していない手続も少なからず残っている。デジタル手続法案に基づき政府として電子申請の原則化（義務化）に取り組む中で、こういった手続についても法人共通認証基盤（ID/パスワード）を活用し、使い勝手の良い形で電子申請の再開へ向けて取り組むべきではないか。</p>

【回 答】

- ①, ③ 法人共通認証基盤は、2019年度から経済産業省所管の手続の一部と連携して実証を行うこととし、まずは手続件数が多くコスト削減やデータ連携の効果が高い行政手続として補助金申請、中小企業関連手続、産業保安関係法令手続等を対象としている。2020年度以降には、鉱業権閲覧システム等の省内の電子申請システムとの連携を予定しており、その他のシステムについても、必要な本人確認レベルの違いなどの課題等を考慮しつつ、順次対応していく。そのためにも、今年度中に接続プロセス・運用ルール・費用負担に関する課題等の整理を行う予定。

なお、かつて電子申請システムの利用が低調だった手続等についてもユーザーの使い勝手や費用対効果を加味した上で段階的に電子化を進めていくことが重要と承知している。

電子化に当たっては、法人共通認証基盤を活用するなど、ユーザーにとって使い勝手の良いものになるよう努める。

- ② 紙申請と電子申請が併存することによる、行政側のコストの増加を防ぐとともに、申請データ等を有効活用するためには、システム利用率を可能な限り高めることが重要。この点、経済産業省としても大法人やITリテラシーの高い業界等については、電子受付の原則化を進めるべきと認識している。

例えば、「麻薬又は向精神薬原材料等の輸出にかかる特定包括輸出承認」については、電子的な受付を原則としている。その他、特許関連手続について、すべての手続を電子化することを進めており、書面での出願については、申請者に対し、行政側で電子化するための手数料納付を義務付けている。その結果、既に9割を超えるオンライン利用率を達成しているところである。

引き続き、ユーザーの手続環境にも配慮しながら、電子受付の原則化に関する検討を進めてまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p data-bbox="368 360 724 405">1. 全体として(続き)</p> <p data-bbox="368 405 1401 595">④ 中小企業等経営強化法について、書面申請の場合に「代表者印と自署」の選択制にしたとあるが、当面残る書面申請の手続に関し、こうした押印省略の取組をベストプラクティスとして経産省全体の手続で標準化すべきではないか。</p> <p data-bbox="368 595 1401 831">⑤ 同様に、鉱業法に基づく鉱業権設定の許可申請において、添付することとされている「役員履歴書について、代表取締役がその原本証明をした上で、原本の写しを提出すれば足りることとする」とされているが、こうした添付資料の簡素化の取組をベストプラクティスとして経産省全体の手続で標準化すべきではないか。</p> <p data-bbox="368 831 1401 1267">⑥ また、外国為替及び外国貿易法に基づく「輸入の承認手続(輸入割当を含む)」のうち、「冷凍まぐろ類の事前確認の申請手続」については、平成30年4月に確認業務を水産庁に一元化することで、大幅に行政手続コストを削減したものと承知している。また、改正「種の保存法」の施行により、特別国際種事業の登録窓口が自然環境研究センターに一元化されたことにより、提出書類の一部が削減された例もあると承知する。こうした「ワンスオンリー」の取組をベストプラクティスとして、経産省全体の他の手続についても検証し、積極的に見直しを検討すべきではないか。</p>
<p data-bbox="177 1267 363 1312">【回答】</p> <p data-bbox="161 1323 1417 1424">④, ⑤, ⑥ いずれも有意義な簡素化の取組であり、今後、行政手続コスト20%削減に向けて、参照すべき有効な手法として位置付けていく。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p>2. 外国為替及び外国貿易法</p> <p>⑦ 基本計画では、「電子申請率が30%に満たない手続をターゲットに要因分析と課題の整理を行った。その結果を受け、対応策を整理する」とのことだが、どのような要因分析・課題整理を行ったのか。また、今後、具体的にどのような対応を行う予定か。</p> <p>⑧ 基本計画で「行政内部の事務の効率化：ご参考」とされているもののうち、特に「貨物所管省庁の確認書の電子化」、「輸入承認貨物の電子ライセンス化」及び「安全保障関連貨物に関する申告手続の電子化」については、行政内部のみならず事業者側のコスト削減にも資する取組であると考えられる。それぞれの進捗状況をご教示ください。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑦ 平成29年度の外為法に基づく申請のうち、電子申請率が30%に満たない手続は、申請件数が多い順に 「まぐろ輸入事前確認」(8.6%) ※平成30年4月より水産庁に一元化済み。 「ワシントン輸出承認」(12.7%) 「機械類・銃砲弾輸入承認」(13.3%) 「ワシントン輸入事前確認」(5.3%) 「ワシントン輸入承認」(4.6%) 「火薬類輸入承認」(20.0%) 「バーゼル輸出承認」(16.9%) 「その他」(8.1%)</p> <p>ワシントン貨物についてはCITES許可書の交付、バーゼル貨物については輸出移動書類の手続等が紙のみになるため、紙と電子が混在することになり、電子申請率が低い。また電子申請率が30%に満たない手続のうち、バーゼル輸出承認を除いては、個人や中小企業の申請者が多く、電子申請のメリットが少ない。今後、手続の更なる電子化に向けた制度的検討、個人申請者等にとっても利用しやすい電子申請の環境作りを進めていく。</p> <p>⑧ 「貨物所管省庁の確認書の電子化」については、まぐろの輸入の事前確認を平成30年4月1日に水産庁へ一元化し、平成31年1月11日から水産</p>	

庁で電子申請を受け付けられるようシステムを改修済み。

「輸入承認貨物の電子ライセンス化」については、平成 31 年 3 月 1 日に、経産省の輸入割当の発給業務と、税関の紙による輸入割当から輸入承認への切り替え業務を経産省に一元化することで全て電子化した。

「安全保障関連貨物に関する申告手続の電子化」に関して、平成 31 年 4 月 1 日より包括許可申請の一部について電子申請を義務づけた。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p data-bbox="368 360 820 398">3. 保安関係法令・電気事業法</p> <p data-bbox="368 409 1417 779">⑨ 基本計画では、保安関係法令（電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、鉱山保安法、火薬類取締法、電気用品安全法等）に基づく申請（約 25 万件／年）について、「全ての手続について IT 化を包括的に検討したうえで、安全を前提とした手続の簡素化、IT 化を行う」とし、「平成 30 年度中のシステム開発、2019 年度中の電子申請システム利用開始を目指す」とのことだが、当該システムの概要及び利用開始に向けたスケジュールについてご教示ください。</p> <p data-bbox="368 790 1417 1209">⑩ 基本計画では、電気事業法に基づく「電気工作物等の変更（重要な変更を除く。）の届出」、「発電事業の届出」、「氏名、住所等の変更の届出」及び「広域的運営推進機関加入届出」について、「取組による効果がみられるため、ただちに電子化は行わない」とのことだが、政府として電子申請の原則化に取り組む中で、「ただちに電子化は行わない」との方針については、考え直す余地はないのか。同じ電気事業法に基づく手続のうちに電子化されていないものと電子化されているものが混在することで、事業者側の電子化への対応意欲を削ぐことにはならないか。</p>
【回答】	
<p data-bbox="161 1279 363 1317">⑨ （概要）</p> <p data-bbox="188 1335 1422 1480">各地方の産業保安監督部に提出されている年間約 25 万件の産業保安・製品安全法令における申請に関し、官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図る。</p> <p data-bbox="188 1491 1422 1749">産業保安法令における審査や提出書類を抜本的に見直し、不要なプロセスや過剰な書類を整理するとともに、産業保安監督部（審査部局）における事務処理の標準化を実施。安全に係る必要な審査を除き、手続を電子化し機械的に処理を行うことで、事務負担や処理時間を軽減。さらに、電子申請された各種情報がデータベースに自動で反映されるシステムを構築。</p> <p data-bbox="180 1809 437 1848">（スケジュール）</p> <p data-bbox="188 1865 1422 1957">件数の多い手続から 2019 年度中の段階的運用開始を目指し、システム開発中。</p>	

⑩ 基本計画に記載のとおり、手続きの簡素化や、記載要領・手続き QA 等の案内充実といった即座に対応可能な範囲で行政事務コストの軽減を行っていたが、今後は手続きフロー等の整理を行いつつ電子化について最大限の検討を進める。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p>4. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</p> <p>⑪ 基本計画では、「50kW以上太陽光、風力、水力、地熱の認定、変更認定、変更届及び廃止届並びにバイオマスの認定」については2019年度に、「バイオマスの変更認定、変更届及び廃止届」については2020年度にそれぞれ電子化を行うとのことだが、実現に向けた取組状況・今後のスケジュールをご教示ください。また、電子化の時期にかかわらず、2020年3月までに行政手続コストの20%以上削減を実現していただけると理解してよいか。</p> <p>⑫ 基本計画では、「課徴金の減免の認定」について、「申請書作成支援システムの利用率を高める取組」を平成30年度に実施済みとのことだが、具体的にどのような取組を行ったのか。</p> <p>⑬ 前回の審議（平成30年1月18日）では、申請書類の簡素化について、「法律を改正したばかりであるため、もう少し様子を見て、実際の簡素化といったところについては考えていきたい」旨のご説明をいただいたが、申請書類の簡素化についての現時点での方針をご教示ください。</p>

【回答】

- ⑪ 50kW以上太陽光、風力、水力、地熱の新規認定については、2019年5月に電子申請を開始予定。これらの電源の変更認定、変更届及び廃止届並びにバイオマスの新規認定については2019年度中の電子化を目指し、バイオマスの変更認定、変更届及び廃止届は2020年度中にシステム開発を行う予定。なお、2019年度までの電子化で申請事案の大部分が網羅されるため、行政コストの20%減の目標は達成するものと考えている。
- ⑫ 申請案件の受電形態等、個別の契約状況を申請書に反映させやすくする等の利便性向上のためのシステム改修を実施した。なお、原則として30年度より全ての申請において申請書の電子化を必須としている。
- ⑬ 2017年4月のFIT法改正では、使用権原のない土地で認定取得し、土地の権利者と認定事業者の間でトラブルになる事例が多発したことを受け、土地の使用権原の確認強化を行うため、登記簿謄本、契約書類、印鑑証明等の書類の添付を求めることとしたが、10kW未満の住宅用太陽光発電設備の場合には、そのようなトラブルは発生しにくいため、印鑑証明の添付を不要とした。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p>5. 鉱業法</p> <p>⑭ 基本計画では、「鉱業権の設定登録等の手続を電子申請で実施できるよう、鉱業原簿の電子化のためのシステム開発を平成30年度に実施することとする」とのことだが、当該システムの概要をご教示ください。また、「システム開発にあたっては、入力例の表記や本人確認の在り方（電子署名・電子証明の可否）について検討」することだが、検討結果をご教示ください。</p> <p>⑮ 基本計画では、「事業着手延期の認可」及び「事業休止の認可」について、「審査基準に定める要件の解釈について、地方経済産業局の地域や担当者によって解釈が異なった例があるとの事業者からのご指摘を踏まえ、解釈の統一を図るため、過去の認可に至った案件（年間2,500件程度・年間500件程度）及びその理由等について、平成30年度中に担当者間で共有化するための措置を講ずる」とのことだが、具体的にどのような措置を講じたのかご教示ください。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑭ 当該システムは、紙媒体で管理されている鉱業権に関する鉱業原簿への登録情報を電子的に登録・更新できるようにするとともに、鉱区や鉱業出願地の位置情報等をインターネット上で公開し、一覧性のある形で閲覧を可能とするものである。本年度中にシステムの運用を開始すべく、現在、基本設計を行っている。入力例の表記や本人確認の在り方の検討結果については、本年度中に検討終了する予定。</p> <p>⑮ 平成30年3月、全地方経済産業局の鉱業法担当者会議を開催し、「事業着手延期の認可」及び「事業休止の認可」の各地方経済産業局の認可理由等の一覧表を各地方経済産業局の担当者間で共有し、共通理解の醸成に努めた。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p>6. 中小企業等経営強化法</p> <p>⑩ 「経営力向上計画の認定申請」(18,242件/年。これまで延べ78,900件)等に関し、平成30年度に開発した「経営力向上計画の申請電子化システム(試行版)」においては、申請者はオンライン上で作成し、出力した帳票に押印した上で紙で申請を行っていると言われていたが、2019年度に予定されている改修・機能拡充の完了後は、オンラインで申請・認定が完結するようになるとの理解でよいか。それはいつから可能となるのか。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑩ 2019年度に予定されている改修・機能拡充の完了後は、経済産業局(沖縄経済産業部を含む。)のみを申請書の提出先とする者に限り、オンラインで申請が可能。なお、時期については2019年度内を予定。</p>	